

令和 6年 5月 28日

浜田市議会議長

笹田 卓 様

議員名 柳楽 真智子

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和6年5月15日(水) 14:00 ~ 17:00

2. 研修内容

議会運営委員会の役割と権限

3. 研 修 先

株式会社 廣瀬行政研究所 オンライン

4. 調査経費 15,000 円

(経費内訳 受講料 15,000 円)

5. 調査研究活動の概要

【調査内容】

- 議会運営委員会とは、会派間や議員間における議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑に行うため又は、議長の諮問機関としての役割を果たすために設置するもの。
- 議会運営委員会を設置するかは任意である。
- 恒常的に議会運営について調査・審査するという議会運営委員会の性格に合わない為、特別委員会としなかった。
- 議会運営委員会の常任委員会に対する優位性は事実上ないが、実務上においては、議運の構成とその役割から、委員会への影響は大きい。



議会運営委員会の所管事項

(1) 議会の運営に関する事項

- ①議席 ②議員控室 ③議事の順序 ④発現の順序、会派ごとの発言時間割り当て ⑤発言時間の制限 ⑥議員の出席 ⑦議員の辞職 ⑧議員の欠席
- ⑨議長・副議長等の選挙 ⑩委員会の構成 ⑪委員会の運営 ⑫特別委員会の設置 ⑬休会中の委員会開会 ⑭緊急質問の取扱い ⑮委員会への付託省略 ⑯会派 ⑰議員派遣 ⑱付託案件 ⑲小委員会・分科会 ⑳各委員会の各会派所属議員数の比率による割り当て、所属変更

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- ①地方自治法 20 条に基づく会議規則 ②地方自治法 109 条に基づく委員会条例 ③地方自治法 96 条項に基づく議会の追加議決事件 ④地方自治法 138 条に基づく事務局設置条例 ⑤地方自治法 203 条に基づく議員報酬 ⑥地方自治法 100 条に基づく図書室設置条例 ⑦地方自治法 180 条に基づく専決委任等

- 事務局職員の定数については議会が決めた方がいい。(権限はある)
- 行政 OB に NPO を立ち上げてもらい、議会への助言をしてもらうことも考えられる。

(3) 議長の諮問に関する事項

- ①会期及び会期延長 ②休会 ③議会の秩序 ④議案・請願・陳情・動議等の取扱い ⑤懲罰動議 ⑥地方自治法 133 条の処分要求 ⑦委員会間の所管争い ⑧案件の付託委員会 ⑨議選の監査委員、各種審議会委員 ⑩地方自治法 92 条の 2 における兼業禁止 ⑪副市長村長・教育委員長等の同意 ⑫議員派遣承認 ⑬参考人・公聴会 ⑭議員派遣
- 議会運営委員会はずべての議案、請願・陳情の内、上記の(1)から(3)の事項に関するもののみである。議運ですべての議案の提案説明が行われるのは、議事日程の作成のためや付託委員会を判断するためである。それを越えて議会運営委員会の所管でない議案に対し、質疑や修正の是非、委員外議員の必要性などを述べることは越権行為である。
- 継続審査の場合、必要な申請書を議長に提出する必要がある。
- 議会費については、予算編成権は長にのみ属していることから、議長の諮問に関する事項に議会費を入れることはできないので、予算常任委員会の所管となる。(予算常任委員会が設置されていなければ、総務常任委員会の所管)
- 議員定数条例の所管は、一般的には常任委員会又は特別委員会で審査することが適当であるとされているが、議会運営委員会で審査することが違法とは言えない。但し、議会改革特別委員会で行った条例改正等を、議会運営委員会から提出するのはダメ。
- 議員の表決において棄権者がいる場合は、事前に議長又は議会事務局に連絡するよう議運申合せをするのが適当であり、事前に分かっていたら議長が棄権者を議場外へスムーズに退出させることができる。(退出最中に表決すると、出席議員数にカウントされてしまうから)

- 議会運営委員会における閉会中の継続審査は、本会議で議決を得なければならない。
- 議会運営委員会は公開にそぐわない委員会であることから、気をつけないといけない。
- 議選監査委員に決算質疑をさせないのは厳しすぎである。(方法は検討)
- 法的には議会運営委員会への副議長の出席は認められていない。
- 地方議会に係る権限等を規定した法律だけでは、円滑な議会運営を行うことができない為、法律の隙間を埋めるために先例・議運申し合わせがある。ただし、先例・申し合わせは絶対ではなく、あくまでも法律が優先される。法律を盾に申し合わせを遵守しないものに対しては、合法的に議員の権利を制限することは可能。(質問・質疑・討論終結の動議等)
- 改選の前後に申し合わせ等の見直しを含め確認することも必要である。
- 先例・議運決定においては、原則として議会運営委員会や全員協議会等で、全会一致で決定すること。(例外として一般の議案と同様、過半数で決定することも可能) 改選後最初の全員協議会等で確認し、必要に応じて改正し、全会一致により運用すること。

【所感】

議会運営について、改めて所管事項や権限と役割について学ぶことができた。質疑や質問をはじめとする様々な議会運営を効果的に行うための議論は、最終的に市民の利益に繋がると考える。今回の研修により、自身の委員会の進め方について誤りがあったことも認識できたことから、今後の参考にしていきたい。